

乳児用液状ミルクについて

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部

- ◆ 食品衛生法第11条第1項に基づき、乳及び乳製品等については、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(乳等省令)により、必要に応じて規格基準(成分規格、製造基準等)を設定している。

制度の現状

- 乳児を対象とした粉末状の調製粉乳については成分規格等を設定。
- 乳児を対象とした液体状の乳児用液状ミルクについては成分規格等の設定はない。
 - ⇒ 海外で流通している乳児用液状ミルクは、乳等省令上“乳飲料”に分類される
 - ⇒ 乳飲料としての販売は可能(ただし乳飲料の規格基準を満たす必要はある)
 - ⇒ 国内での製造等は禁止していない



対 応

- 平成21年4月、事業者団体から厚生労働省への「乳児用液状ミルク」の規格基準の設定に関する要望書の提出
- 上記要望に対し、薬事・食品衛生審議会 乳肉水産食品部会での審議を踏まえ、安全性の検証のため①開封後の微生物の増殖データ、②保存試験等のデータの提供を同団体に依頼(平成21年8月)。
- 今後、団体から提出される資料を踏まえ、規格基準の設定の検討を進める予定。

参考:事業者団体の要望書

乳幼児のための食品として、乳等省令では調製粉乳が規定されているが、消費者の利便を考慮して調製粉乳と同様に調製液状乳の規定を設けていただきたい。この場合、保存の方法の基準として10℃以下で流通するものと、常温で流通するものを認めていただきたい。